

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1 改正の趣旨

雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「雇対法施行規則」という。）附則第 8 条においては、平成 23 年度税制改正により「雇用促進税制」（※）が創設された際、職業安定機関は、労働者の雇入れを促進するための計画（以下「雇用促進計画」という。）を作成した事業主に対して、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「雇対法」という。）第 15 条の雇用に関する援助として、必要な助言等を行わなければならない旨及び雇用促進計画の様式を規定している。

今般、平成 30 年度税制改正により、雇用促進税制の廃止及び地方拠点強化税制における雇用促進税制の改正等が決定されたこと等を踏まえ、雇対法施行規則の様式等について、所要の改正を行う必要がある。

（※） 雇用促進税制とは、税の適用年度中に、雇用者数を一定以上増加させるなどの要件を満たした事業主が法人税等の控除を受けられる制度であり、以下の 2 つに分けられる。

（１） 雇用促進税制（平成 30 年度税制改正で制度の廃止が決定）

雇用機会が不足している地域において、無期雇用かつフルタイムの雇用者を増加させた場合、その増加数に応じて税控除を受けられる制度。

（２） 地方拠点強化税制における雇用促進税制（平成 30 年度税制改正で制度の改正及び延長が決定）

本社機能を地方で拡充又は地方へ移転した際に、拡充・移転した業務施設において雇用者を増加させた場合、その増加数に応じて税控除を受けられる制度。

2 改正の内容

（１）職業安定機関が行う雇用促進計画の確実な実施を図るための援助の期間を平成 35 年 3 月 30 日までに改める（雇対法施行規則附則第 8 条第 1 項）。

（２）雇用促進計画について、記載事項等の見直しを行う（雇対法施行規則様式第 5 号）。

3 根拠条文

雇対法第 15 条

4 施行期日等

公布日 平成 30 年 3 月 30 日（予定）

施行日 平成 30 年 4 月 1 日（予定）

○厚生労働省令第 号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

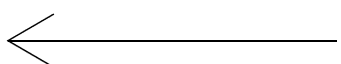
厚生労働大臣 加藤 勝信

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成三十一年」を「平成三十五年」に改める。

様式第五号を次のように改める。



雇用促進計画－1

①計画期間・平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用 事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初 日の前日)	④うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の初 日の前日)	⑥うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の初日 の前日)	⑧うち計画期間の 終了日において高 年齢被保険者であ る者の数	⑩労働者の 目標増加数	⑫労働者の数 (計画期間の終 了日)	⑭うち雇用保険 一般被保険者数 (計画期間の終 了日)	⑯うち使用人兼 務役員及び役員 の特殊関係者数 (計画期間の終 了日)	⑰労働者増加数 (⑫-⑭)	⑲うち雇用保険 一般被保険者 増加数 (⑭-⑯)-(④-⑥- ⑧)	⑳過去2年間の 事業主都合 離職の有無	事業所の廃止 又は新設	事業所の廃止 又は新設を 行った日
1(主たる 事業所)														有・無	廃止・新設	月 日
2														有・無	廃止・新設	月 日
3														有・無	廃止・新設	月 日
4														有・無	廃止・新設	月 日
計				③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑮	⑰	⑰	⑲-1			
													⑲-2			

③ 他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成しているか否か。

☐はい

計画の名称 ()

計画の期間(平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで)のうち 期目

※当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。

※当該計画及び当該計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

今回の改正で主に修正する欄

②④ ②③の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者（次のア及びイの要件に該当する雇用保険一般被保険者に限る。）の数（その数が②①-2欄の数より大きい場合にあっては②①-2欄の数）及び②①-2欄の数から②③の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）の数を控除した数（その数が0に満たない場合にあっては0）の合計数・・・・・・・・・

ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

イ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者でないこと。

②④

②⑤ ②①-1欄の数又は②①-2欄の数のいずれか少ない数・・・・・・・・・

②⑤

②⑥ ②③の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）の合計数（ただし、②⑤欄の数が上限）・・・・・・・・・

②⑥

②⑦ ②③の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）のうち②④欄に掲げるア及びイの要件に該当する者の合計数（ただし、②⑤欄の数が上限）・・・・・・・・・

②⑦

②⑧ ②⑥欄の数から②⑦欄の数を控除した数のうち、②⑥欄の数の4割に達するまでの数・・・・・・・・・

②⑧

②⑨ ②⑤欄の数から②⑥欄の数を控除した数・・・・・・・・・

②⑨

<計画開始時>

※⑧欄、⑨欄、⑫～⑲欄及び⑳～㉑欄は、計画期間の終期に記入

雇用対策法施行規則則第8条に基づき、雇用促進計画を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名（代表者氏
名）

㊦

所 在 地

担当者名及び連絡先

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㊦	

計画開始時受付印

<計画終了時>

雇用対策法施行規則則第8条に基づき、雇用促進計画の達成状況について記載した書類を提出いたします。

年 月 日

個人事業主氏名又は
法人名（代表者氏
名）

㊦

所 在 地

担当者名及び連絡先

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		㊦	

計画終了時確認印

※受付公共職業安定所名

(所在地・担当者名及び連絡先は計画開始時から変更のある場合のみ記載)

(様式第5号) (第2面)

〔記入上の注意〕

- (1) 計画期間の始期においては、①欄から⑦欄、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載するとともに、事業所の名称及び事業所の所在地を記載してください。雇用保険適用事業所の場合には、雇用保険適用事業所番号を記載してください。
- (2) 計画期間の終期においては、⑧欄、⑨欄、⑫欄から⑭欄及び⑯欄から⑳欄までを記載するとともに、計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、該当箇所に記入を行ってください。
- (3) ②欄、④欄及び⑥欄には計画期間の初日の前日の数を記載し、③欄、⑤欄及び⑦欄にはそれぞれの数の合計を記載してください。
- (4) ⑥欄及び⑩欄の「使用人兼務役員及び役員の特殊関係者」とは、雇用保険一般被保険者である役員及び役員の特殊関係者をいいます。「役員の特殊関係者」とは、(1) 役員の親族、(2) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、(3) 左記(1)(2)以外で、役員から生計の支援を受けている人、(4) 左記(2)(3)と生計を一にしている、これらの人の親族をいいます。
- (5) ⑧欄には、④欄の数に含まれる者のうち計画期間の終了日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者である者(計画期間の終了日において、引き続き当該事業主に雇用されている者に限り、⑥欄の数に含まれる者を除く。)の数を記載し、⑨欄には⑧欄の数を合計した数を記載してください。
- (6) ⑩欄には①欄の計画期間中における労働者の雇入れの数の目標を記載し、⑪欄には⑩欄の数を合計した数を記載してください。また、目標に係る具体的な求人申込み見込みについては、「雇用促進計画-2(求人申込み見込み)」に必要事項を記載してください。
- (7) ⑫欄、⑭欄及び⑯欄には計画期間の終了日の数を記載し、⑬欄、⑮欄及び⑰欄にはそれぞれの数の合計数を記載してください。
- (8) ⑱欄には⑫欄の数から②欄の数を控除した数を記載してください。また、⑲欄には⑱欄の数を合計した数を記載してください。
- (9) ⑳欄には⑭欄の数から⑯欄の数を控除した数から、④欄の数から⑥欄の数及び⑧欄の数の合計数を控除した数を控除して記載してください。また、㉑-1欄には㉑欄の数を合計した数を、㉑-2欄には㉑の計画の対象となっている事業所における㉑欄の数を合計した数を記載してください。
- (10) ㉒欄には、計画期間の初日から起算して1年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の終了日までの間における事業主都合離職(雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するもの)の有無について記載してください。
- (11) ㉓欄には、他の法令に基づく労働者の雇入れを促進するための計画を作成している場合には「はい」の欄に、そうではない場合には「いいえ」の欄に ☒ を付してください。
「はい」の欄に ☒ を付した場合には、「計画の名称」欄に、その計画の名称を記載するとともに、その計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付してください。また、「計画の期間」の欄に、その計画の計画期間を記載するとともに、①欄の計画期間が、㉓欄の計画の何期目に当たるのか記載してください。提出する際には、その計画及びその計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

- (12) ㉔欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でない労働者(計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。)の数(その数が㉑-2欄の数より大きい場合にあつては㉑-2欄の数)及び㉑-2欄の数から㉓の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者(雇用保険一般被保険者であつて、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。)の数を控除した数(その数が0に満たない場合にあつては0)の合計数を記載してください。

今回の改正で主に修正する欄

- (13) ㉕欄には、㉑-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- (14) ㉖欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者(計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者に限る。)の数の合計数(ただし、㉕欄の数が上限)を記載してください。
- (15) ㉗欄には、㉓欄の計画の対象となっている事業所における、①欄の計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者のうち、労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結し、かつ、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でない労働者であり、計画期間の終了日においても引き続き当該事業所に雇用保険一般被保険者として勤務している労働者の数の合計数(ただし、㉕欄の数が上限)を記載してください。
- (16) ㉘欄には、㉖欄の数から㉗欄の数を控除した数と、㉖欄の数に十分の四を乗じて得た数(その数に1未満の端数がある時には、これを切り捨てるものとする。)のいずれか少ない数を記載してください。
- (17) ㉙欄には、㉕欄の数から㉖欄の数を控除した数を記載してください。
- (18) 計画期間中に事業所の廃止を行う場合、個人事業主又は法人は、雇用保険適用事業所廃止届を提出する際に雇用促進計画の計画期間中である旨公共職業安定所に申し出てください。

雇用促進計画－ 2 (求人申込み見込み)

番号	事業所の名称	雇 用 保 険 適用事業所番号	期間中の労働者の 求人数見込み	うち雇用保険一般 被保険者の求人数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1							有 ・ 無		
2							有 ・ 無		
3							有 ・ 無		
4							有 ・ 無		
5							有 ・ 無		
6							有 ・ 無		
7							有 ・ 無		
8							有 ・ 無		
9							有 ・ 無		
10							有 ・ 無		

今回の改正で修正する欄

(注意)
労働者の求人数見込みは、「雇用促進計画－ 1」の⑩欄に対応させて記載してください。単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日以後に雇用対策法施行規則附則第八条第一項に規定する雇用促進計画の期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出について適用し、施行の日以前に当該期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

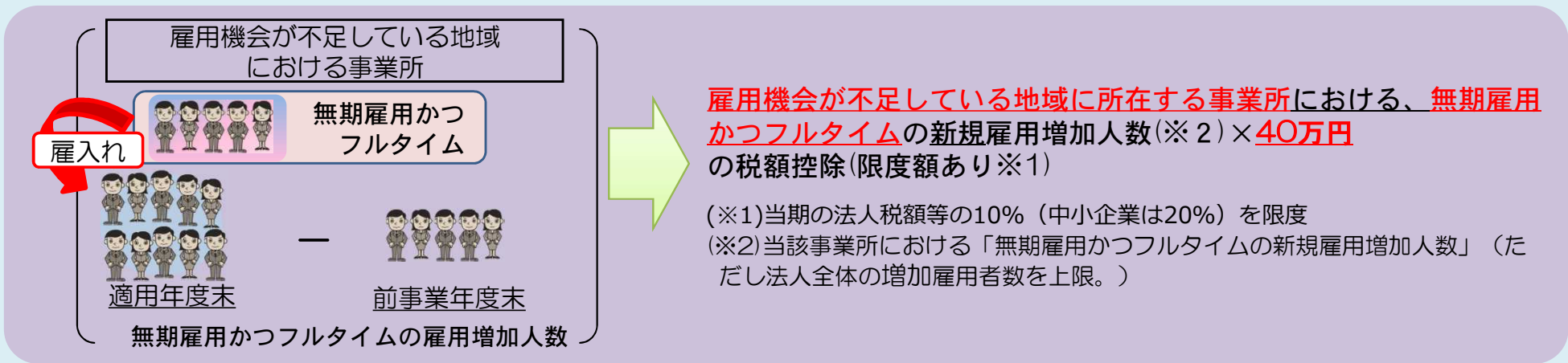
雇用促進税制の概要

1. 措置内容

雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域）における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出について、増加人数1人当たり、**40万円**の税額控除を行う。

企 業

雇用機会が不足している地域で質の高い雇用を増加させた企業に対するインセンティブ付与



雇用機会が不足している地域における質の高い雇用の創出

2. 適用要件

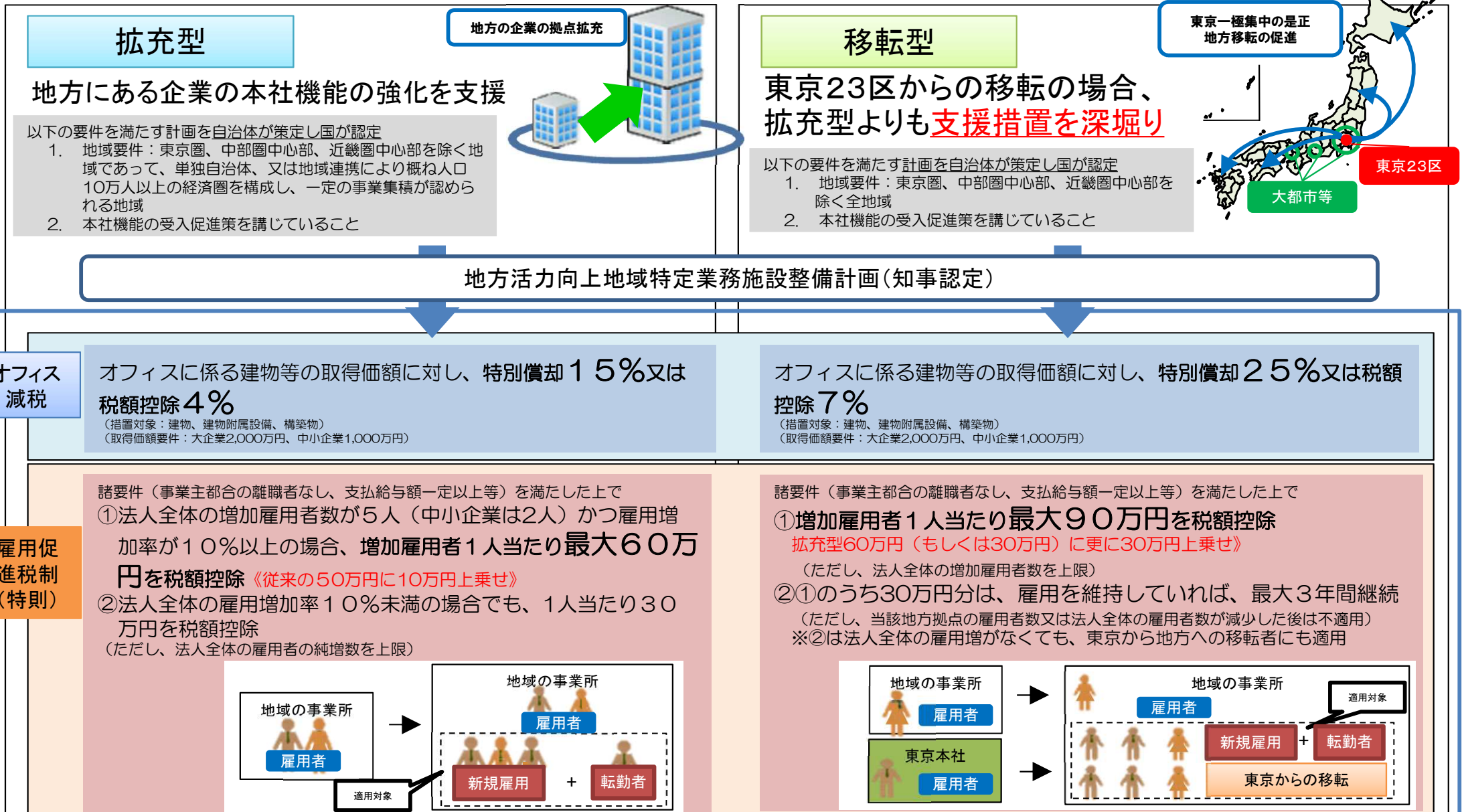
- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

【適用期間】 平成30年3月31日まで

制度の概要

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域（※）において本社機能を有する施設（特定業務施設）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずる。

（※）三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を地方公共団体において設定



東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、本税制を延長（2年間）及び拡充する。

1 制度全体の拡充 ※東京23区からの本社機能移転（移転型事業）及び地方の本社機能拡充（拡充型事業）

(1)要件の緩和

●計画認定：移転・拡充先施設で従業員数が10人（中小5人）以上増加
＜雇用促進税制の適用要件＞
①単年度において全事業所の雇用者数が5人（中小2人）以上増加
②前年度から法人総給与額が法人雇用増加率×30%以上増加
③1人あたり最大控除額60万円適用には前年度からの法人雇用増加率が10%以上



●従業員数が5人（中小2人）以上増加
＜雇用促進税制の適用要件＞
①移転・拡充先施設の雇用者数が2人以上増加
②法人雇用増加率×20%以上増加
③移転型は5%以上、拡充型は8%以上

(2)支援対象施設の拡充

支援対象施設：本社機能（事務所、研究所、研修所）のみ



工場内の研究開発施設も対象

2 移転型事業の拡充

(1)支援対象外地域の見直し

支援対象外地域：首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部



近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加
※オフィス減税は他地域と同率。雇用促進税制は最大80万円／人の税額控除

(2)要件の緩和

①対象区域：道府県内の一部に限定
②計画認定：計画期間中の従業員増加数の過半数が東京23区からの転勤者



①小規模オフィス等の立地環境が整った中山間地域等も対象
②初年度に転勤者が過半数であれば、計画期間中では1／4以上の転勤者で可

※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は引き続き併用可

改正後の地方拠点強化税制の概要

適用期限：平成31年度まで

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充

地方にある企業の本社機能の強化を支援



地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)以上

対象施設：事務所、研究所、研修所 + 工場内の研究開発施設

対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

支援対象外地域：東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等

オフィス減税

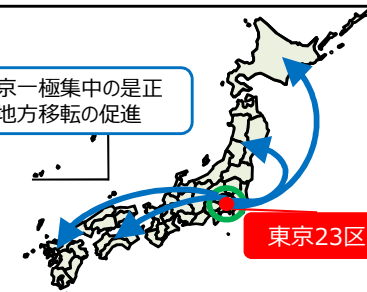
オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**

措置対象：建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,000万円（中小企業者1,000万円）

移転型

東京23区からの移転の場合、**拡充型よりも支援措置を深堀り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

認定要件：同左 + 従業員増加数に関する以下の転勤者要件

①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者 又は

②初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では1/4以上で可

対象施設：同左

対象区域：同左 + 小規模ワイズ等の立地環境が整った中山間地域等

支援対象外地域：東京圏の既成市街地等

雇用促進税制（本則）

適用要件：①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

①法人全体の雇用増加率が8%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大60万円**（注）を税額控除

②雇用増加率が8%未満の場合でも、1人当たり最大30万円を税額控除

①法人全体の雇用増加率が5%以上の場合、**増加雇用者1人当たり最大90万円(80万円*)**（注）を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円（注）に、増加雇用者1人当たり30万円(20万円*)上乗せ》

* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち上乗せ分は最大3年間継続

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
《法人全体の増加雇用者がいなくても、特定業務施設の増加雇用者には適用》

※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は引き続き併用可

（注）増加雇用者が転勤者及び非正規雇用者の場合は減額。新規雇用者の40%を超える非正規雇用者は対象外。

雇用促進税制の改正案

項 目		現 行	平成30年度改正案
適用要件		当該適用年度中に法人の雇用者(注 1)増加数が5人(中小2人)以上であること	当該適用年度中の法人の特定新規雇用者等数(注 2)が2人以上であること ※上記要件を満たした適用年度以降の適用年度については、上記要件を満たさなくても適用 可 (ただし、当該適用年度までの全ての適用年度において、特定業務施設の雇用者数及び法人全体の雇用者数が減少していない場合に限る。)
		当該適用年度の総給与額が、前年度の総給与額×(1 + 法人全体の雇用者増加率×30%)以上であること	当該適用年度の総給与額が、前年度の総給与額×(1 + 法人全体の雇用者増加率×20%)以上であること
		当該適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと	同左
措置内容	拡充型・移転型共通	■法人全体の雇用者増加率が10%以上の場合 ・無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ➡ 1 人当たり6 0 万円の税額控除 ・他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4 割に達するまでの非正規の新規雇用者 ➡ 1 人当たり5 0万円の税額控除 ・新規雇用者数の4 割を超える部分の非正規の新規雇用者 ➡ 1 人当たり4 0 万円の税額控除 ■法人全体の雇用者増加率が10%未満の場合 ・無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ➡ 1 人当たり3 0 万円の税額控除 ・他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4 割に達するまでの非正規の新規雇用者 ➡ 1 人当たり2 0万円の税額控除 ・新規雇用者数の4 割を超える部分の非正規の新規雇用者 ➡ 1 人当たり1 0 万円の税額控除	■【移転型】法人全体の雇用者増加率が5%以上の場合 ■【拡充型】法人全体の雇用者増加率が8%以上の場合 ・無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ➡ 1 人当たり6 0 万円の税額控除 ・他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4 割に達するまでの非正規の新規雇用者 ➡ 1 人当たり5 0万円の税額控除 ■【移転型】法人全体の雇用者増加率が5%未満の場合 ■【拡充型】法人全体の雇用者増加率が8%未満の場合 ・無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 ➡ 1 人当たり3 0 万円の税額控除 ・他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4 割に達するまでの非正規の新規雇用者 ➡ 1 人当たり2 0万円の税額控除
	移転型のみ	・東京23区からの転勤者を含む特定業務施設の増加雇用者 1 人当たり30万円の税額控除 (最大 3 年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した適用年度以降は不適用)	・東京23区からの転勤者を含む特定業務施設の増加雇用者 1 人当たり30万円(20万円※)の税額控除 (最大 3 年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した適用年度以降は不適用) ※平成30年度改正で支援対象となる近畿圏・中部圏中心部の場合
適用年度		3 事業年度(整備計画の認定を受けた日から翌日以後 2 年を経過するまでの期間内の日を含む事業年度)	同左
適用人数		法人全体の雇用者の増加数を上限(移転型の上乗せは、当該上限なし。)	同左
限度額		雇用促進税制(本則)、雇用促進税制(特則)、オフィス減税の合計で当期法人税額等の30%	・改正後の雇用促進税制のみで当期法人税額等の20% ・オフィス減税、改正後の雇用促進税制(上乗せ措置)の合計で当期法人税額等の20%

(注 1) この表において、雇用者とは、雇用保険一般被保険者をいう。

(注 2) 「特定新規雇用者等数」とは、「特定業務施設の無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 (特定業務施設の雇用者増加数が上限) 」と「特定業務施設の雇用者増加数から新規雇用者数を控除した数 (0を下回る場合は0) 」の合計数をいう。

5